

## SDGs 推進体制のさらなる充実と 2019 年における国際発信に関するご提案

2019 年 5 月 23 日

SDGs 推進円卓会議構成員  
慶應義塾大学教授 蟹江憲史

2016 年に日本国内の SDGs 実施推進体制が整って以来、日本における SDGs の普及推進活動は充実しており、他国と比較しても先進的な取り組みが多く見られるのは、大変好ましい状況である。他方、SDGs の目標達成へ向けた活動の本格的推進には、縦割りを越えた横断的取り組みの推進や、2030 年目標やターゲットの設定から始まる取り組み、指標の計測など、従来のガバナンスを超えた革新的取り組みによる変革が求められる。SDGs が関係する分野の広がりを鑑みても、推進体制のさらなる充実が必要な現状となっている。

2019 年には、国連総会での首脳級の HLPF 開催や、その後の実施指針改定が予定されていることから、推進体制変革の好機である。こうしたことから、以下の諸点を提案する。

1. SDGs を軸とする持続可能な社会実現へ向けた法的な拠り所として、「持続可能な社会推進基本法」策定が必要である。これにより、SDGs に関する統合的アプローチへの取り組みを促進する必要がある。

2. 現在のところ SDGs 実施推進本部や円卓会議は年 2 回の開催で、実質的な議論が十分行われているとはいい難い。また、現在のアクションプランは、既存政策を集めたものであるという側面が強く、目標設定によって到達点を明らかにし、そのために統合的に課題解決を考える、という SDGs が本来求める形には必ずしもなっていない。

SDGs が求める変革を実現するためには、SDGs の推進のために政府一体となった横断的意思決定を行う仕組みが必要であると考える。実施指針にも「省庁横断的な分野別の事項についても、事項に応じて、関係するステークホルダーとの意見交換や連携のための場の設置等を検討する」とあることから、①SDGs 実施推進本部及び円卓会議の独立事務局の設置、②課題別分科会の設置、③「SDGs 推進国民会議」の設置が必要である。

- ① SDGs 実施推進本部及び円卓会議の活動範囲が広範囲に渡ることを勘案し、独立した事務局の設置が必要である。上記した「持続可能な社会推進基本法」は、このような事務局の設置を行いやしくすると考える。
- ② 課題別分科会は円卓会議内に設置し、「アクションプラン」推進のための統合的方策を議論。ここには関係分野の円卓会議構成員と関係主要省庁関係者が参加し、「アクションプラン」にある課題推進のためのターゲット設定や、その実現の方策や方向性を検討する。

- ③ 「SDGs 推進国民会議」は、①の分科会と連動する形で、円卓会議構成員を超えて広く国民の SDGs やアクションプランにある課題に対する考え方を議論するとともに、実施指針改定の方向性などを議論する。
3. ビジネスにおける SDGs の利活用の関心が高まる一方で、SDGs のロゴや言葉の商業利用は困難であるのが現状である。これは、SDGs をビジネスの本流とすべき、との論調とも相反する。ビジネスとしてサステイナブルに続けるためにも、例えば SDGs への貢献や SDGs のホイールをより自由に商業的に使用出来るよう、国連総会の場などを通じて、日本から提案すべきである。